

取り消し処分中のご入校について

普通車免許取得後、交通事故・違反により運転免許の取り消し処分を受けられた方が対象となります。

手続きに必要なもの

◎**運転免許取消処分書** ※取消処分満了日の1ヵ月前から入校可能。

◎**教習料金**

◎**住民票**

- ・本籍地の記載された「入校される方」のみの住民票1通
※本籍が記載されていないもの、発行日から1年間過ぎたものは使用できません。
- ・ご本人が確認できるもの
確認書類についてはスタッフにお尋ねください。

◎**証明写真(縦3cm×横2.4cm)6枚**

無帽・無眼鏡・正面・無背景で6ヶ月以内に撮影されたもの

◎**印鑑**

念書を記入していただく際に必要となります。
また、教育ローンをご利用の場合は、口座番号がわかるものと銀行印をお持ち下さい。

◎**眼鏡・コンタクトレンズ** 視力検査を行います

※カラーコンタクトレンズやサークルレンズはご使用できません。

◎**学生証** ファインコースのみ割引適用

※ローンご利用の方は、クレジット会社との手続きに時間がかかります。予めご了承ください。

運転免許取消処分書を紛失されてしまった場合

ご本人様が処分を受けた警察署に行き確認

場 所	本人管轄(在住)の警察署の交通課	
時 間	平 日	8:45 ~ 12:00
		13:00 ~ 16:30
必要なもの	身分証明書・印鑑	

警察署で確認して来られた方は、念書を一筆ご記入頂きます。

例) 私、〇〇は〇月〇日の〇時頃に〇〇警察署で
確かに確認して来た事を証明致します。

●注意事項

仮免学科試験合格後、運転免許センターにお問い合わせの上、「取り消し処分者講習」を受講してください。